

事務連絡(保207)

平成20年3月6日

都道府県医師会

保険担当理事・年金担当理事殿

日本医師会常任理事

鈴木 満(保険担当)

今村 聡(年金担当)

国民年金の保険料納付確認団体制度の実施について (情報提供)

標記については、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」が平成19年7月に成立し、平成20年4月1日から施行されます。加えて、平成21年4月から健康保険法の保険医療機関の指定・更新を受ける場合に、開設者又は管理者が国民年金保険料等の社会保険料を滞納している場合には欠格事由に該当し、指定・更新を受けられないことがあります。

また、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅介護支援事業者、等の指定・更新の扱いも同様であります。したがって、社会保険料を未納で滞納処分を受け、正当な理由なく引き続き3月以上のすべての期間が未納の場合は、指定・更新を申請しても受理されないことがありますので、貴会会員に周知していただくようお願い申し上げます。

未納を防止するための措置として、社会保険庁では、国民年金第1号被保険者の年金受給権の確保を図るための保険料未納を防止することを目的に、平成20年4月1日より同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員(医師会等各種団体が該当)とした保険料納付確認団体制度を創設します。

保険料納付確認団体になると会員に定期的に国民年金保険料の納付状況を連絡することができます。これは将来の年金受給権を確保するために国民年金保険料の未納防止を図ることを目的にしたものであります。この制度を各種団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会保険労務管理士会)に理解していただくために、社会保険庁では都道府県医師会(又は郡市区医師会)等に保険料確認団体の趣旨説明と協力依頼に伺います。

日本医師会としては、この取扱いは各都道府県医師会等が地域の実情に合わせて判断すべき事項と考えております。この制度を正しく理解していただくために、社会保険庁が直接、貴会に赴き説明しますので、説明を聞いた上で慎重に対応されるようお願い申し上げます。

なお、欠格事由の概要は下記のとおりであります。

記

1. 開設者又は管理者が国民年金保険料を含む社会保険料を未納の場合に指定更新が受理されない事項

- ①保険医療機関の指定・更新
- ②保険薬局の指定・更新
- ③指定訪問看護事業者の指定
- ④介護保険事業者の指定・更新
- ⑤介護保険施設の指定・更新
- ⑥社会保険労務士の登録 等

なお、過去に保険料を滞納していても、指定・更新の申請の際に保険料を納付していれば欠格事由に該当しない。

(年金保険料納付期限の時効は2年であるため、それぞれの年金の受給要件を満たしていることが前提となる。納付期間の欠落がある場合、老齢年金は減額されて給付されるが、障害年金、遺族年金は支給される。)

2. 保険料納付確認団体としての業務

- ①指定申請書を地方社会保険事務局に提出する。
(指定通知書は社会保険事務局から交付)
- ②自ら保険料納付状況等の確認を希望する会員から「保険料納付状況確認委託書」を受取る。
(保険料納付確認団体を構成する会員)
- ③「保険料納付状況確認依頼一覧表」を作成し、社会保険事務局へ送付する。
- ④社会保険事務局から送付された「保険料納付状況確認一覧表」及び「被保険者記録照会回答票」により、会員の保険料納付状況を確認する。
(国民年金保険料の納付期限の時効は2年間であるため、過去2年間の状況についての確認一覧表)
- ⑤社会保険事務局から提供を受けた「被保険者記録照会回答票」を会員へ通知する。
(被保険者の個人情報を取り扱うことから、保険料納付確認団体に法律上の守秘義務が生じ、違反した場合は罰則規定がある。)
- ⑥会員から過去の納付状況について問い合わせがあった場合、社会保険事務局に問い合わせて、会員に回答できる。
(会員個人が直接、社会保険事務局に問い合わせた場合でも、社会保険事務局から会員個人に回答される。)

(添付文書)

- 1. 国民年金の保険料納付確認団体制度の実施について (協力依頼)
[平20.2.25社会保険庁協力依頼書 日本医師会宛]
- 2. 保険料納付確認団体について (資料)
- 3. 社会保険料の滞納処分を受けたことを欠格事由等とする対象事業一覧 (未定稿)

平成20年2月25日
社会保険庁

日本医師会 御中

国民年金の保険料納付確認団体制度の実施について（協力依頼）

国民年金事業の運営につきましては、日頃より特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般の公的年金（国民年金・厚生年金）の加入・納付記録問題に関しましては、会員の皆様に多大なご不安とご心配をおかけし、公的年金制度への信頼を揺るがしかねない状況を招いていることにつきまして、深くお詫びを申し上げます。

社会保険庁では、先般の「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、国民年金第1号被保険者の年金受給権の確保を図るための保険料未納を防止することを目的として、平成20年4月より同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とした国民年金の「保険料納付確認団体」制度を創設いたします。

保険料納付確認団体となるためには、あらかじめ指定の申請が必要となりますが、指定後は、委託を受けた会員に代わって定期的に国民年金保険料の納付状況の確認を行うことができますので、会員がわざわざ社会保険事務所に出向くことなく、団体を通じて国民年金保険料の納付状況を確認することができます。

また、団体としても会員の国民年金保険料滞納事実の把握が可能となりますので、国民年金保険料を滞納している会員の納付を促進していただくことで、将来の年金受給権を確保するために国民年金保険料の未納防止を図ることができます。

以上、保険料納付確認団体の趣旨をご理解賜り、都道府県医師会に対しまして保険料納付確認団体の指定を受けるための申請をしていただきますよう、ご協力方お願い申し上げます。

なお、保険料納付確認団体の指定は都道府県（又は郡市区等）の地域単位となりますので、別途地方社会保険事務局よりご説明をさせていただくとともに、指定申請の要請をさせていただく予定です。

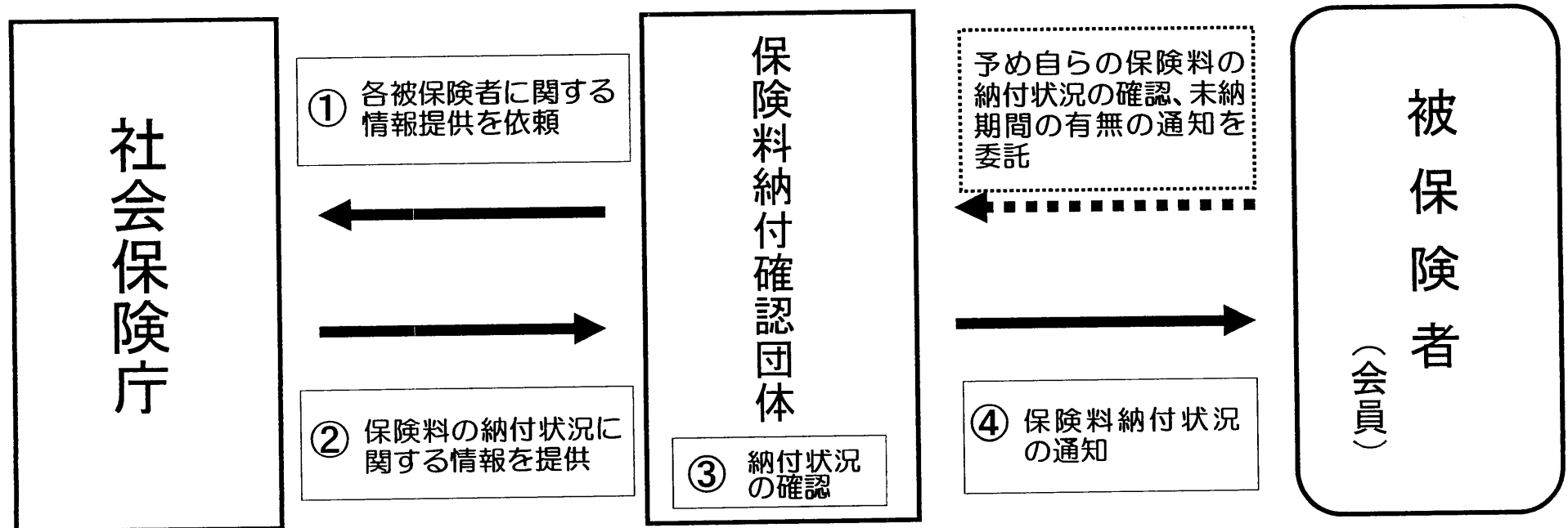
保険料納付確認団体について

◎趣旨

- ・国民年金第一号被保険者にとっては、将来の年金受給権を確実に確保するため、納め忘れることなく保険料を確実に納めることが重要である。そのため、保険料納付確認団体を通じて自らの保険料の納付状況を確認できるようにし、当該団体の構成員たる被保険者の保険料の未納を防止し、構成員の年金受給権の確保等を図る。

◎概要

- ・一定の要件を満たす団体を「保険料納付確認団体」とし、団体を通じた納付状況の確認等を可能とすることにより、当該団体の構成員たる被保険者の納付を促進する。(平成20年4月から実施)
- ・「保険料納付確認団体」は、
 - (ア) 当該団体の構成員たる被保険者からの委託に基づき、
 - (イ) 社会保険庁から提供される情報をもとに、国民年金保険料の納付状況を確認し、
 - (ウ) 未納期間の有無を本人に通知できることとする。(これにより、未納期間がある方の自主的な納付を促進する。被保険者の個人情報を取り扱うことから、法律上の守秘義務を規定。)



【ご協力をお願いしたい事項】

- 都道府県等の単位で、国民年金の「保険料納付確認団体」となるための指定申請を行っていただくこと。
- （保険料納付確認団体の指定後）国民年金保険料納付状況を確認した結果、国民年金保険料を滞納している被保険者が存在する場合には、自主的な保険料納付を促進していただくこと。

【ご協力をお願いする趣旨】

- ・ 国民年金第1号被保険者の方々が年金受給権をしっかりと確保するために、同種の事業又は業務に従事する被保険者を会員とした団体に「保険料納付確認団体」となっていただく事についてご協力をお願いするものです。
- ・ 保険医療機関や看護事業者については、国が運営する社会保険制度の枠組みの中で社会保険料を主たる財源とする事業に参入していることから、同じ社会保険制度である国民年金の保険料を自主的に納付いただいていることが当該制度へ参入するための前提であり、これらの方々が国民年金保険料を確実に納付していただく仕組みを設けることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要です。

社会保険庁では、上記の趣旨に基づき、今後、地方社会保険事務局を通じて、都道府県等の単位で、国民年金の保険料納付確認団体としての参画をお願いしていく予定ですので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

【参考】

平成21年4月からは、万が一このような事業を行う方々が国民年金保険料を含む社会保険料の確信的未納者である場合（特段の事情もなく保険料を納付しないことにより滞納処分を受け、その後も引き続き一定期間保険料を滞納している場合）には、保険医療機関等の指定（又は更新）にかかる欠格事由（※）の対象となりますので、最悪の事態を未然に防止するためにも、団体において国民年金保険料の納付状況を確認する制度を創設するものです。

※欠格事由の対象となる制度

健康保険法に基づく①保険医療機関、②保険薬局、③指定訪問看護事業者 の指定（又は更新）

国民年金の「保険料納付確認団体」制度が創設されます

～貴会が会員に代わって「国民年金保険料の納付状況」の確認をしていただく制度です～

制度の目的

会員の「年金受給権の確保」と「保険料の納め忘れ防止」

☆国民年金被保険者である会員の委託に基づき、貴会が会員の年金保険料の納付状況を確認いただけます。

☆会員へ納付状況を通知するとともに自主的な納付を促進していただくことで、会員の年金受給権を確保することが目的です。

お手続きについて

☆最初に・・・

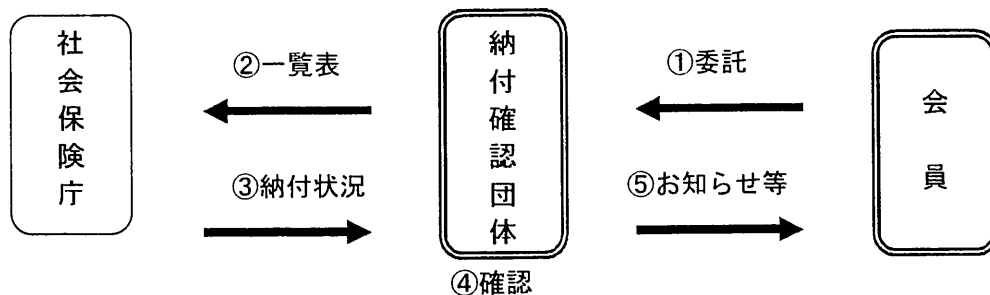
地方社会保険事務局へ指定の手続きを行ってください。

- ① 「保険料納付確認団体指定申出書」等を地方社会保険事務局にご提出ください。
- ② 地方社会保険事務局から「指定通知書」を交付します。
- ③ 貴会が「保険料納付確認団体」として指定されます。

☆指定を受けた後は・・・

会員の保険料の納付状況をご確認いただくことができます。

- ① 希望される会員より委託書を受理してください。
- ② 貴会から地方社会保険事務局に会員情報を記載した一覧表を送付してください。
- ③ 会員の保険料納付状況の結果を地方社会保険事務局から貴会へ送付します。
- ④ 会員の納付状況を貴会にてご確認をお願いします。
- ⑤ 貴会から会員に対して納付状況をお知らせ・納付促進等をお願いします。



※ 平成21年4月以降は、各会員が国民年金保険料を含む社会保険料の滞納処分を受け、更に一定の滞納を続けた場合は、事業者としての指定（更新）を受けられなくなる場合があります。

保険料納付確認団体の行う具体的な事務

保険料納付確認団体の申請(初回のみの手続き)

保険料納付確認団体として指定を受けるために省令で定める事項について社会保険庁長官へ申請

会員(国民年金第1号被保険者)に対する周知

保険料納付確認団体として指定を受け、会員の保険料が納付されていない事実について、会員に代わって社会保険庁へ確認できることとなった旨の周知

会員からの委託書の受理

自らの保険料納付状況等の確認を希望する会員から「保険料納付状況確認委託書」の受理

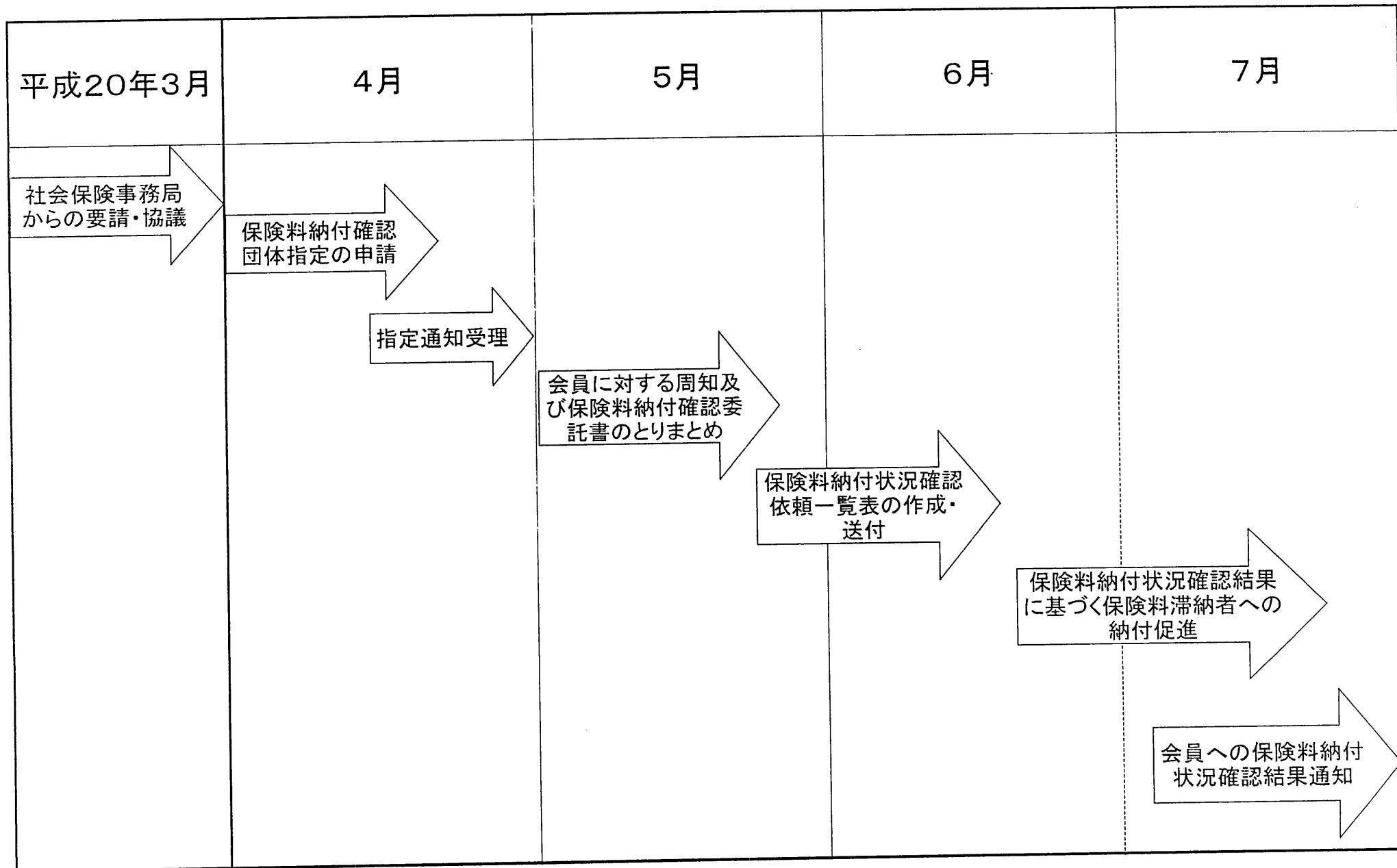
保険料滞納事実の確認

「保険料納付状況確認依頼一覧表」を作成し、社会保険事務局へ送付。
後日、社会保険事務局から送付される「保険料納付状況確認一覧表」及び「被保険者記録照会回答票」をもとに会員の保険料納付状況を確認

会員に対する保険料納付状況の通知

社会保険事務局から提供を受けた「被保険者記録照会回答票」を会員へ通知

保険料納付確認団体における事務スケジュール(案)



社会保険料の滞納処分を受けたことを欠格事由等とする対象事業一覧(未定稿)

制度		区分	指定権者等	申請者等	欠格事由・取消事由の対象者
医療 保険 関係	保険医療機関	指定	厚生労働大臣 (社会保険事務局長)	病院又は診療所の開設者(法人又は個人)	申請者及び管理者
	保険薬局	指定	厚生労働大臣 (社会保険事務局長)	薬局の開設者(法人又は個人)	申請者及び管理者
	指定訪問看護事業者	指定	厚生労働大臣 (社会保険事務局長)	医療法人、社会福祉法人等	申請者
介護 保険 関係	指定居宅サービス事業者	指定	都道府県知事	法人又は病院等の開設者(法人又は個人)	申請者及び法人の役員等
	指定地域密着型サービス事業者	指定	市町村長	法人	申請者及び法人の役員等
	指定居宅介護支援事業者	指定	都道府県知事	法人	申請者及び法人の役員等
	指定介護老人福祉施設	指定	都道府県知事	特養の開設者である地方独法、社会福祉法人等(個人ではない)	申請者及び法人の役員等
	介護老人保健施設	許可	都道府県知事	医療法人、社会福祉法人等	申請者及び法人の役員等
	指定介護療養型医療施設	指定	都道府県知事	療養病床等を有する病院又は診療所の開設者(法人又は個人)	申請者及び法人の役員・病院等の管理者
	指定介護予防サービス事業者	指定	都道府県知事	法人又は病院等の開設者(法人又は個人)	申請者及び法人の役員等
	指定地域密着型介護予防サービス事業者	指定	市町村長	法人	申請者及び法人の役員等
	指定介護予防支援事業者	指定	市町村長	法人	申請者及び法人の役員等
社会保険労務士		登録	社会保険労務士会連合会	社会保険労務士	社会保険労務士